

159	厚生年金保険高齢任意加入被保険者にかかる保険料の計算誤りについて	福井	福井	H19. 6. 20	H21. 9. 15	厚生年金基金に加入している事業所から、平成19年5月28日付で厚生年金保険高齢任意加入被保険者資格申出書（以下申出書という。）が提出がされたが、保険料を計算する際に、厚生年金基金の保険料免除率を適用せずに、平成19年5月分から成21年7月分まで保険料が計算されていたことが判明した。 ○保険料超過徴収分 平成19年5月分から平成21年7月分厚生年金保険料 103,586円	申出書が、適用調査課から徴収課に回付された際に、申出書に厚生年金基金加入事業所である旨が記載がされていたにもかかわらず、徴収課において債権管理票への記載を怠り、決裁時にも気が付かなかったことから、一般の厚生年金保険料率で保険料の計算が行われていたため。 また、資格取得時以降の標準報酬月額の時決定時においても、債権管理票と被保険者記録との突合を行わず、保険料の計算が行われていたことによるものです。	1事業所 1名	103,586	○受託社会保険労務士に事象内容を説明のうえ、事業所あての連絡を依頼する。（9/15） ○福井社会保険事務所の徴収課長が当該事業所に赴き、社会保険事務担当者に経過説明及び謝罪を行い了解を得るとともに、保険料の還付について説明のうえ、還付請求書を受理する。（9/15） ○保険料の還付金について、9月24日に支払う。（9/24）	○高齢任意加入被保険者の毎月の保険料を決定する際は、債権管理票の内容と被保険者記録及び事業所記録を確認（基金への加入または脱退の有無、基金免除率の変更）のうえ保険料計算を行うように、事務処理方法を見直すとともに、今回の事象内容及び再発防止について、事務所の全職員に周知徹底しました。
160	二以上事業所勤務被保険者に係る厚生年金保険料の登録誤りについて	愛媛	松山西	H19. 10. 10	H21. 4. 8	平成21年4月8日にA社、4月9日にB社、それぞれの経理担当者に対し、徴収課長が電話により事象の説明及び謝罪を行い、超過徴収となった厚生年金保険料については、次回保険料（平成21年3月分）にて調整を行なうことと了承を得た。 また、管内社会保険事務所において、平成19年4月に基金免除率の変更があった厚生年金基金加入事業所を選択事業所としている二以上被保険者の保険料について、同様の処理事例が無いことを確認した。 超過徴収 11,160円	平成19年度の定時決定及び平成19年9月の厚生年金保険料率改定に伴い、二以上被保険者に係る厚生年金保険料を登録する際、登録すべき差額保険料の計算を誤ったため。 また、審査・決裁時においても、計算誤りを発見することができなかった。	2事業所 1名	11,160	平成21年4月8日にA社、4月9日にB社、それぞれの経理担当者に対し、徴収課長が電話により事象の説明及び謝罪を行い、超過徴収となった厚生年金保険料については、次回保険料（平成21年3月分）にて調整を行なうことで了承を得た。 また、管内社会保険事務所において、平成19年4月に基金免除率の変更があった厚生年金基金加入事業所を選択事業所としている二以上被保険者の保険料について、同様の処理事例が無いことを確認した。	管内社会保険事務所の適用調査課及び徴収課の職員に対し、今回の事象について説明のうえ、社会保険業務処理マニュアル「適用」、同マニュアル「徴収」、平成18年8月3日付愛媛事務局保険課長事務連絡「二以上事業所勤務被保険者の登録確認等の徹底について」及び平成19年2月9日付庁サービス推進課長補佐事務連絡「事務処理誤りの未然防止対策について」に基づく二以上被保険者に係る保険料確認の徹底を図った。
161	過去記録判明による第四種被保険者期間取消に係る還付保険料額の誤りについて	東京	足立	H19. 11. 1	H21. 5. 26	○「ねんきん特別便」等により過去の厚生年金被保険者期間が判明した方に第四種被保険者期間があったため納付済み厚生年金保険料に還付が生じた。還付額の算出に当たり使用した「厚生年金保険料率表」等に保険料率の記載誤りがあったが、そのことに気付かないまま計算した結果、3名の被保険者に少なく誤った金額で還付決議し支払いを行い、2名の被保険者に多く誤った金額で還付決議し還付請求書を送付していた。	○本庁及び東京事務局より示された「厚生年金保険料率表」等の資料に誤りがあったが、気付かずに使用していたこと。 ○還付決議の決裁時の確認が不十分であり、計算誤りを発見できなかったこと。	5名	41,970	○当所徴収課、収納係長より対象者全員に電話連絡し、支払い不足のあった3名の内、2名に謝罪を行うとともに、差額分に係る還付請求書を至急送付することを説明し了解を得た。もう1名は連絡がつかなかったため、翌日以降連絡を行うこととしている。また、超過決議者2名に謝罪を行うとともに、還付請求書の差替えを依頼し了解を得た。（5/26） ○5/27 支払不足のあった残る1名に電話連絡し、謝罪および差額分に係る還付請求書を至急送付することを説明し了解を得た。 ※その後、全員より還付請求書が提出され、還付金の支払いを完了している。	○還付決議を行う際は、計算過程に誤りがないかを複数担当者で十分に確認するよう改めて徹底した。 ○事務所で活用する資料等についても内容に誤りがないか随時チェックを行うこととした。
162	二以上事業所勤務者に係る保険料等の登録漏れについて	愛媛	松山西	H20. 2. 27	H21. 7. 27	平成20年1月25日に死亡した二以上事業所勤務被保険者（以下「二以上被保険者」という。）に係る資格喪失処理の際、健康保険料、厚生年金保険料等（以下「保険料等」という）の登録漏れにより、平成20年1月分から平成21年6月分までの保険料等を超過徴収していた。（超過徴収額：3,474,023円）	被保険者資格喪失届の入力時において警告メッセージを見落したことにより、適用調査課から徴収課への保険料に関する所要の引継が行えず、保険料の減額の登録がなされなかったことによる。 また、業務処理マニュアルにおいて示されている二以上被保険者の確認（毎月）及び二以上被保険者の登録確認（年1回）においても発見することができなかった。	2事業所 1名	3,474,023	平成21年8月4日、徴収課長がA社及びB社（A社と関連会社であり同一所在地）を訪問し、事業主、顧問並びに経理課長に対して事象の説明及び謝罪を行い、超過徴収となった保険料等については、後日還付することと了承を得た。 また、管内社会保険事務所において、同様の事例が無いことを確認した。	現在、当該処理は業務管理室において処理しており、派遣仕様書及び業務取扱要領「国民年金・健康保険及び厚生年金保険関係届書の入力について」を派遣職員に説明し、適正な業務処理の徹底を図った。 また、管内社会保険事務所の適用調査課及び徴収課の職員に対し、今回の事象について説明のうえ、社会保険業務処理マニュアル「適用」、同マニュアル「徴収」に基づく二以上被保険者に係る確認を周知・徹底した。 なお、8月26日の所長会議において、今回の事象について説明し、入力時の警告メッセージの確認を徹底するよう指示した。
163	厚生年金第四種期間に係る記録補正誤りについて	兵庫	西宮	H20. 8. 4	H21. 8. 28	・平成20年4月3日に年金特別便の回答をするために年金受給者であるご本人が来所。記録（35歳以前の厚生年金記録3ヶ月）が判明したため再裁定の申出書を受付する。窓口担当者は正当な説明を行う。 ・当該受給者の最終の厚生年金記録は35歳以降180月厚生年金加入を満たしたことによる第四種喪失であったが、第四種期間を3ヶ月削除し（平成20年8月4日入力）、当該期間にかかる保険料29,256円について還付通知書を送付、本人からの還付請求に基づき、平成20年10月28日に支払いした。 ・本件受給者にかかる再裁定は、平成20年8月15日に社会保険業務センターへ進達したが、受給資格期間を満たさななどの理由で平成21年8月28日に当所に返戻されたことにより、不備事由を補正する際に事務処理誤りが判明した。	厚生年金第四種被保険者は、厚生年金被保険者期間単独で受給資格を得るまでしか加入できないため、資格満了後に、第四種被保険者となる前の厚生年金被保険者記録が判明し、当初の資格喪失日より早く受給資格を得ることとなれば、資格喪失日を繰り上げることとなる。 本件の場合、厚生年金の受給資格を得た理由が35歳以降180月の加入であったため、35歳以前の厚生年金被保険者期間が判明しても、合計月数が240月未満であれば資格喪失日は繰り上がらないが、これを35歳以降の記録と誤って判断し、判明した月数分だけ第四種期間を削除したものの。	1名	29,256	平成21年9月4日、記録を補正し社会保険業務センターへ再進達する。 平成21年9月7日、事務局運営課社会保険徴収専門官を通して庁経理課に返納となる保険料の納目を確認し、厚生年金返納金として調査決定することの指示を受ける。 平成21年9月8日、業務センターへ再進達書類の到達確認。業務センター担当者に返戻による再裁定分支払い遅延とならないよう依頼する。 平成21年9月9日、ご本人様に電話し、謝罪と説明を行う。ご了承いただくが、返納の話もあり明日訪問することを約束する。 平成21年9月10日、課長と担当者が自宅に訪問し、ご本人様に改めて謝罪と説明を行いご了承いただく。	年金給付課長及び徴収課長より、担当職員及び係員全員を集め、今回の事務処理誤りに対する報告と共に厚生年金第四種被保険者に係る制度説明及び研修を実施し、事故原因の検証と制度周知を図り、再発防止に努めた。

164	二以上事業所勤務被保険者の保険料登録誤りについて	東京	千代田	H20. 9. 11	H21. 6. 3	○平成２０年９月１日付で港社保より管轄変更したＡ社及びＢ社（ともに組合管掌事業所、同一事業主）には、二以上事業所勤務被保険者が２名（以下、「ｃ氏」及び「ｄ氏」とする。）おり、Ａ社が選択事業所、Ｂ社が非選択事業所であった。今回の場合、「二以上事業所勤務被保険者保険料登録」処理は不要であるが、誤って保険料登録処理を行ったため、Ａ社及びＢ社に対し、ｃ氏及びｄ氏に係る平成２０年８月分～１２月分厚生年金保険料等を正当額の倍額で納入告知し計９２０、２５２円を超過徴収していた。 ○Ａ社よりｃ氏の平成２１年１月１日付資格喪失届が千代田社保に提出されたことから、ｃ氏に係る保険料の減額処理を行う際、ｄ氏についても誤って減額処理を行ったため、Ａ社及びＢ社のｄ氏に係る平成２１年１月分～４月分厚生年金保険料が納入告知されず計３８３、９０２円が徴収不足となった。	○今回の選択・非選択事業所の同時管轄変更（転入）は初めてのケースであることから「社会保険業務マニュアル」を確認のうえ処理を行うべきであったが、担当者が事務不慣れであるにもかかわらず、十分な確認をせずに処理を行っていたこと。 ○処理結果のチェック及び決裁時の確認が不十分であったため、登録処理誤りを見落としたこと。	1事業所 2名	1, 304, 154	○千代田社保の徴収第二課長が電話でＡ社及びＢ社の事務担当者に事情説明及び謝罪を行う。また、６月９日に事業所に臨場し、役員に改めて説明及び謝罪をすることを約した。（６/３） ○次長及び庶務課長がＡ社を訪問し、経理担当役員（Ａ、Ｂ社どちらも担当している）及び担当者と面談し、経過説明及び謝罪をした。また、超過徴収していた保険料の還付について説明し、経理担当役員より了承を得た。（６/９） ○還付請求書を受理し、Ａ、Ｂ社の超過徴収していた保険料を還付した。（７/３１）	○担当課職員全員に当該事象を周知し、今後は、事務処理の都度「社会保険業務マニュアル」に基づく処理を行うよう徹底するとともに、管理体制の強化を図った。また、関係各課との確実な連携による処理体制の確立に努めることとした。
165	二以上事業所勤務被保険者に係る保険料調整伺の入力処理誤りについて	福井	武生	H20. 9. 24	H21. 3. 5	二以上事業所勤務被保険者の遡及喪失の事務処理の際、本来負数の保険料調整伺（以下「調整伺」という。）を作成するところを、正数の調整伺を作成し入力処理されていた事象が決裁時に見つかったことから、以前に事務処理された分についても確認したところ、同じ内容で事務処理され保険料が減額されていなかった事象が判明した。 超過徴収 945, 836円	二以上事業所勤務被保険者について、前月以前に遡及した資格関係届を処理する場合は、遡及分の保険料増減額を算出したうえで保険料調整伺を作成し、入力処理を行っているところ。 今回、担当者が遡及喪失に係る調整伺を作成した際、定期保険料計算時における遡及額を調整する場合の処理と勘違いし、負数の調整伺で作成・処理するところを、正数の調整伺を作成し入力処理を行ったことによるものです。また、決裁者も担当者と同じく事務処理方法を勘違いしていたことから、誤りに気が付かなかったことによるものです。	4事業所 2名	945, 836	○武生社会保険事務所の適用徴収課長が事業所を訪問し、事業主及び事務担当者に経過説明と謝罪を行いご了解をいただくとともに、保険料の超過徴収分についても、翌月保険料で調整を行うことで、ご了解をいただきました。（３/５、３/６）	○社会保険事務局及び社会保険事務所の職員を対象に、今回の事務処理誤りを周知するとともに、二以上勤務者に係る事務処理等について、事務処理マニュアルに基づく事務処理方法の研修等を実施するなど、事務処理誤りの再発防止に努めた。
166	二以上事業所勤務被保険者の保険料調定誤りについて	熊本	熊本東	H20. 10. 3	H21. 9. 28	二以上事業所勤務届が提出されている被保険者の平成２０年９月保険料率改定の際の健康保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金の調定額を、誤っていたことが判明した。	当該被保険者に係る平成２０年９月分の保険料登録の際、従前の保険料額を減額処理し、新しい保険料額を増額処理すべきところを、取得時報酬訂正の処理がなされていたことに気付かず、減額すべき保険料額を、誤って取得時訂正前の保険料額で入力処理を行ったもの。	2事業所	69, 570	平成２１年９月２８日、原因確認及び正当額の確認を行い、翌日（判明した時間が夜間であったため）当該二事業所へ連絡し、事業所を訪問のうえ謝罪及び経過報告を行う旨を伝え、了承を得た。 平成２１年９月２９日、二事業所を訪問し、今回の処理誤りに対する謝罪及び経緯等の報告を行い、了承を得た。 不足額の納入については、翌月（９月分保険料）調整で可能である旨の了承を得た。 併せて、公表事案である事を説明し、二事業所共に公表について了解を得た。	熊本東社会保険事務所では所長から担当課長及び職員に対し、口頭にて注意を行った。 徴収課では、入力処理票に記載されている金額に誤りがないかを相互チェックを行い、入力処理後、オンライン保険料記録回答票・二以上事業所画面（０６０－６）のチェックの徹底をすることで再発防止を図る。 熊本社会保険事務局では、局・所長会議等において適正な事務処理の徹底について指示を行う。
167	二以上事業所勤務被保険者の保険料調定誤りについて	熊本	熊本東	H20. 10. 3	H21. 9. 28	二以上事業所勤務届が提出されている被保険者に係る平成２０年９月保険料率改定の際に、厚生年金保険料及び児童手当拠出金の調定額を、誤っていたことが判明した。	当該被保険者は、平成１９年７月で７０歳到達による厚生年金保険資格喪失者であり、平成１９年８月の厚生年金保険料及び児童手当拠出金の減額処理を行い、調定額を０円としていた。 平成２０年９月の厚生年金保険料率改定作業の際も保険料は０円であるため、何の操作も必要としなかったが、誤って平成１９年８月の減額処理を再度行ったもの。	2事業所	907, 558	平成２１年９月２８日、原因確認及び正当額の確認を行い、当該事業所（二事業所とも同じ経理担当者）あて連絡した。翌日（２９日）事業所を訪問のうえ謝罪及び経過報告を行う旨を伝え、了承を得た。 平成２１年９月２９日、事業所を訪問し経理担当者と面談した。今回の事務処理誤りに対する謝罪と経緯を説明し了承を得た。事業所としても、毎月の保険料金額のチェックができていなかった旨の申出があった。 その後、経理担当から社長に経緯の説明がなされ、社長の了承を得た。 なお、不足分保険料の納入方法等については、今回の事態に至った経過を精査したい旨の申出が代表者よりあったことにより、後日納入方法について再協議することとした。 併せて、公表事案である事を説明し、公表について了解を得た。	熊本東社会保険事務所では所長から担当課長及び職員に対し、口頭にて注意を行った。 徴収課では、入力処理票に記載されている金額に誤りがないかを相互チェックを行い、入力処理後、オンライン保険料記録回答票・二以上事業所画面（０６０－６）のチェックの徹底をすることで再発防止を図る。 熊本社会保険事務局では、局・所長会議等において適正な事務処理の徹底について指示を行う。
168	配当計算書の金額記載誤りについて	大阪	堺西	H20. 11. 6	H20. 11. 17	保険料滞納による差押債権〔生命保険契約〕の保険金及び利益配当金の支払請求権にかかる配当を破産管財から歳入歳出外口座あて解約返戻金として、７４４、６３６円を受け入れる。受入金の充当決議書及び現金領収の際に、金額を７４４、６９６円として配当計算書に金額を記載して送付したことが判明した。	配当計算書の作成時及び現金領収時において、金額の確認について不十分であり決裁時においても確認がされていなかったことが原因である。	2名	0	破産管財人及び裁判所に対して、先に送付をした配当計算書の金額に誤りがあることについて説明し、正当な金額に訂正したもので差し替えさせていただくことで了承を得る。	歳入歳出外現金領収額並びに受け入れ金額を現金出納簿により確認することを徹底し、配当計算書の金額確認について複数名で行ない再発防止に努める。また、決裁時における関係書類等による確認の徹底を図ることとした。

169	健康保険料・厚生年金保険料等に係る督促状の作成誤りについて	東京	練馬	H20. 11. 12	H20. 11. 13	平成20年9月分健康保険料・厚生年金保険料等に係る督促状について、作成処理日を11月10日、発送日を11月12日で登録していたが、領収済通知書（口座振替分）のOCR入力処理を作成処理日の前日までに行わなければならないところ、誤って11月10日に行ったため、口座振替により納付済みの676事業所分の収納データが督促状作成処理に反映されないまま12日に督促状が作成されていた。 また、徴収課における督促状発送前の確認作業が不十分であったため、作成誤りに気付かず、676事業所分の引抜きをしないまま事業所宛に発送してしまった。	作成処理に反映すると誤って判断していたこと。 また、毎月の督促状発行件数と比べて著しく作成件数が多いにもかかわらず、担当者が納付記録等の再確認を行わなかったため、徴収課では口座引落分が反映されていないことに気付かないまま、窓口領収等のみの引抜きを行い発送に回していたこと。	676事業所		0	○事務処理誤りの事象が判明後、徴収課職員が手分けして676事業所へ電話連絡し、連絡が取れた事業所に対し経過説明及び謝罪を行い了解を得た。（11/13） また、誤って督促状を作成した全事業所に対し、謝罪文書を当日午後8時頃に郵便局集配所へ持ち込み翌日配達ができるように手配した（一部の地域は翌々日配達）。（11/13） ○前日連絡が取れなかった事業所に対し、引き続き電話で経過説明及び謝罪を行った。（11/14） ○引き続き、問い合わせがあった事業所への説明を行うとともに、連絡が取れなかった事業所への電話連絡を行った。（11/25）	○徴収課職員全員に事務処理計画の登録内容及び督促状作成処理スケジュールを再確認させるとともに、事務処理に当たっては個人の思い込みによらず、複数職員で適正な事務処理方法を確認のうえ処理を行うよう徹底した。
170	厚生年金特例納付保険料の算出誤りについて	東京	上野	H21. 2. 3	H21. 2. 5	年金記録第三者委員会の調査審議の結果、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」とする。）の対象となった事案について、特例納付保険料の算出を誤ったため、対象の6事業所事業主に對する納付勧奨状に誤った特例納付保険料額を記載して通知してしまった。	特例納付保険料額の算出に当たっては、「特例法業務処理マニュアル」の「特例納付保険料計算エクセルシート」を使用することになっているが、平成20年4月1日付で改正された関係通知の内容が適用課担当者に徹底されておらず、平成20年4月1日改正の計算エクセルシートを使用すべきところ、誤って平成19年度用の計算エクセルシートを使用していたこと。 また、特例納付保険料額に誤りがないかを複数担当者で確認しなかったこと。	7事業所		0	○A事業所担当者あて架電。謝罪するとともに経過について説明し、改めて訪問の上、謝罪と通知書の差し替えを願い出るに、事情については了解したので、書類については郵送で構わないとのこと。同日、速達にて発送す。（2/6） ○B事業所担当者あて架電。謝罪するとともに経過について説明し、改めて訪問の上、謝罪と通知書の差し替えを願い出るに、事情については了解したので、書類については郵送で構わないとのこと。同日、速達にて発送す。（2/6） ○E事業所担当者あて架電。謝罪するとともに経過について説明の上差し替えをお願い。ご了承いただく。同日、速達にて発送す。 ○F事業所担当者あて架電。謝罪するとともに経過について説明の上差し替えをお願い。ご了承いただく。同日、速達にて発送す。（2/6） ○G事業所あて架電するも担当者本日不在。（2/6）月曜日改めてG事業所担当者あて架電。謝罪するとともに経過について説明の上差し替えをお願い。ご了承いただく。同日、速達にて発送す。（2/9）	○特例納付保険料計算シート等については、様式変更の内容を十分確認し、常に最新のものを使用するよう徹底した。また、計算結果については、複数担当者で確認を行うよう徹底した。
171	厚生年金特例納付保険料の算出誤りについて	東京	上野	H21. 2. 3	H21. 2. 5	年金記録第三者委員会の調査審議の結果、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」とする。）の対象となった事案について、特例納付保険料の算出を誤ったため、対象の6事業所事業主に對する納付勧奨状に誤った特例納付保険料額を記載して通知してしまった。 ※対象6事業所：A、B、C、D、F、G ※納付勧奨状の送付先：A、B、E、F、G（C及びDの事案は関連事業所Eが一括受付しているためE宛に送付）	特例納付保険料額の算出に当たっては、「特例法業務処理マニュアル」の「特例納付保険料計算エクセルシート」を使用することになっているが、平成20年4月1日付で改正された関係通知の内容が適用課担当者に徹底されておらず、平成20年4月1日改正の計算エクセルシートを使用すべきところ、誤って平成19年度用の計算エクセルシートを使用していたこと。 また、特例納付保険料額に誤りがないかを複数担当者で確認しなかったこと。	7事業所		0	○A事業所担当者あて架電。謝罪するとともに経過について説明し、改めて訪問の上、謝罪と通知書の差し替えを願い出るに、事情については了解したので、書類については郵送で構わないとのこと。同日、速達にて発送する。（2/6） ○B事業所担当者あて架電。謝罪するとともに経過について説明し、改めて訪問の上、謝罪と通知書の差し替えを願い出るに、事情については了解したので、書類については郵送で構わないとのこと。同日、速達にて発送する。（2/6） ○E事業所担当者あて架電。謝罪するとともに経過について説明の上差し替えを依頼し、ご了承いただく。同日、速達にて発送する。 ○F事業所担当者あて架電。謝罪するとともに経過について説明の上差し替えを依頼し、ご了承いただく。同日、速達にて発送する。（2/6） ○G事業所あて架電するも担当者本日不在。（2/6）月曜日改めてG事業所担当者あて架電。謝罪するとともに経過について説明の上差し替えを依頼し、ご了承いただく。同日、速達にて発送する。（2/9）	○特例納付保険料計算シート等については、様式変更の内容を十分確認し、常に最新のものを使用するよう徹底した。また、計算結果については、複数担当者で確認を行うよう徹底した。
172	健康保険・厚生年金保険保険料口座振替納付申出書の事業所記号等確認誤りについて	東京	千代田	H21. 6. 19	H21. 8. 4	○A事業所の健康保険・厚生年金保険保険料口座振替納付申出書の点検・審査において、事業所整理記号・事業所番号の確認を誤り、同一名称のB事業所の記号・番号を申出書に記入して入力処理を行ってしまった。その結果、B事業所の事業所記録にA事業所の口座情報が登録されたため、7月31日の口座振替日にA事業所の口座からB事業所分の6月分保険料が誤って引き落とされてしまった。 B事業所の口座振替納付申出書は正常に処理されていた。また、A事業所及びB事業所の6月分保険料は、納付書により自主納付済みであった。 ※超過徴収額：153,920円（B事業所の平成21年6月分）	○口座振替納付申出書の審査時に窓口装置により事業所検索を行ったが、事業所所在地の確認を怠ったため、同一名称のB事業所をA事業所と誤認して、B事業所の事業所記号・事業所整理番号を申出書に記入してしまったこと。	1事業所	153,920		○千代田社保の徴収第二課長がA事業所に架電するも留守電のため伝言残す。（8/4） ○徴収第二課長がA事業所に電話し、経過説明及び謝罪を行う。また、超過徴収した保険料は早急に還付させていただく旨を説明し、還付請求書の提出を依頼して了解を得る。（8/5） ○後日、謝罪文及び還付請求書をA事業所宛に送付し、申出を受け還付した。（8/14）	○当該事象を担当課職員全員に周知し、口座振替納付申出書の審査時に事業所検索を行う際は、事業所名称だけでなく事業所住所を必ず確認の上、事業所記号・事業所整理番号の特定を行うよう徹底した。

173	健康保険、厚生年金保険料の調定誤りについて	佐賀	武雄	H21. 8. 17	H21. 10. 15	事業所から時効該当の誤った資格取得届が提出され、翌月の取消処理において、１月分の時効進行に係る保険料計算を誤り、間違った調定額を告知していたことが判明した。	事業所よりＦＤによる算定基礎届が提出された際、資格取得済（平成４年２月１日資格取得）の被保険者に係る資格取得届の情報も収録されていたことが、平成２１年７月分保険料の計算処理日後に判明したため、「更正減」の処理を行い、正当な保険料額の納付書により保険料を納付いただいたが、誤って提出された資格取得届取消処理に係る翌月の保険料を調整する際に、時効により消滅した平成１９年７月分の保険料額（56,249円）を含め、多く調整を行ったことによるもの。	１名		0	更正減の入力処理を行い、正しい調定額に修正を行った。 事業所担当者である事業主の妻へ経過説明及び謝罪の連絡を入れ、ご了承いただいた。 なお、８月分の保険料については、口座振替不能であったため、１０月２０日（火）に事業所を訪問のうえ改めて謝罪し、現金により領収させていただいた。	事業所関係届書及び被保険者関係届書に基づき、２年以上遡及して処理をした場合は、保険料の時効により、保険料調整伺によって処理した金額と関係届書を基に決定した翌月の保険料額が相違する場合があることを関係職員に周知徹底し、保険料調整伺の処理を行った場合には、必ず、翌月の保険料計算処理日に正当な保険料が決定されているか確認することとした。 また、確認の際には、保険料収納状況照会回答票画面に「更正減」を行った決議書（写）を添えて決裁を受けることとした。
174	「年金記録に係る確認申立」の第三者委員会への回付漏れについて	神奈川	厚木	H19. 9. 10	H20. 2. 4	平成19年9月10日に厚木社会保険事務所で受付した「年金記録に係る確認申立」について神奈川社会保険事務局への回付を漏らしていた。	申請のあった事業所が現存事業所で、添付されていた「申立の概要（２－１）」に事業主が「非を認めた」との記載があったため、誤って標準報酬月額に関する訂正届が提出されていると取り違え既に処理済みであると思いこんでいたため。	１名		0	2月4日所長より、ご本人宛に電話をし、経過を説明し謝罪をした。改めて訪問して謝罪・説明をしたい旨を申し出るが、ご本人は拒否され、文書での謝罪文と今後どのくらいで決定になるか連絡してほしいとの要望であった。2月20日に、所属長からの謝罪文と今後の進捗については随時報告を行う旨の経過説明文を送付する。 2月20日に第三者委員会に回付したところ、同委員会より事業主に対する調査依頼を受ける。 3月6日に事業所に赴き調査を行い、3月21日に第三者委員会へ再提出。 3月21日に第三者委員会での受付が完了した旨の通知文を、4月4日に本人宛送付。 第三者委員会より、幹旋対象外年月についてご本人へ説明するようにとの要請があり、5月30日に適用調査課長よりご本人あてに電話をし説明し了承された。 6月9日に第三者委員会に対し、ご本人から了承を得た旨の報告をした。	厚木社会保険事務所及び管内全社会保険事務所の職員を対象に、同事象を周知するとともに、担当職員に対しては厳重注意を行い、受領している第三者委員会申立書の進捗状況を把握し、速やかに処理を進めるよう改めて指導した。
175	保険料領収済額通知書の記載漏れについて	神奈川	横浜西	H20. 1. 11	H20. 1. 18	平成19年12月分保険料納入告知額・領収済額通知書における前月分（平成19年11月分）の領収済金額の記載漏れ（アスタリスク表示）が判明。	平成19年12月分保険料計算締切日（平成20年1月11日）前日までに保険料領収済通知書のＯＣＲ読込処理を行わなければならないところ、1,337事業所分の領収済通知書を1月10日までに読込作業を行わなかったため、「平成19年12月分保険料納入告知額・領収済額通知書」の領収済額通知書欄に領収済額が反映されずアスタリスクで出力され、そのまま送付してしまったことによる。	1337事業所		0	平成20年1月11日に保険料領収済額通知書（信用金庫分）のＯＣＲ読込作業を行った1,337事業所について、平成20年1月19日付で「お詫び状」を送付し、その際、今回送付できなかった平成19年11月分保険料の領収済額通知書を平成19年12月領収分（2月送付分）と同封する旨の文章を記載した。その後、事務局からの指示により、「お詫び状」に記載した送付時期より早めて送ることとし、平成20年2月4日付けで、平成19年11月分保険料の領収済額通知書を再作成し送付した。	＜横浜西社保の対策＞ 今回の事務処理誤りにおける月間スケジュール及び週次スケジュールの確認の徹底を事務処理誤りを発生させた担当課のみでなく全職員に対し注意喚起並びに周知徹底を平成20年1月21日に実施 ＜神奈川事務局の対策＞ 平成20年1月25日付けで保険課長から、所長あてに事務連絡「領収済額通知書のＯＣＲ処理誤りの未然防止について」を発出し、今回の事象を周知するとともに、処理誤りの未然防止について注意喚起を図った。
176	二以上事業所勤務被保険者に係る保険料の登録漏れについて	福井	業務管理室	H20. 12. 18	H21. 2. 13	二以上事業所勤務被保険者に係る「健康保険・厚生年金被保険者資格喪失届」（以下「資格喪失届」という。）は、業務管理室において入力処理を行っただけでは保険料が自動計算されないため、事務所の徴収担当課に回付し、「二以上事業所勤務被保険者保険料登録票」（以下「登録票」という。）を作成し入力処理を行うことになっているにもかかわらず、担当者が当該届書の回付を行わなかったため、保険料が減額されていないことが判明。 ○保険料超過徴収分 ・平成20年12月分 ・健保 38,540円 厚年 53,815円 児童 611円 （厚生年金基金加入被保険者）	二以上事業所勤務被保険者に係る資格喪失届については、一般の被保険者資格喪失届と区別するため「クリアファイル」に入れ、入力処理等の管理を行っておりますが、担当者が入力処理後の事務処理を行う際、当該届書の取扱いを他の一般の届書と同じように取扱ってしまい、社会保険事務所に回付しなかったため、事務所で二以上事業所勤務被保険者の資格喪失届に係る、登録票の作成・入力処理が行われなかったことによるものです。 また、資格喪失届を受付した社会保険事務所においても、当該届書の処理進捗状況の把握を怠ったためです。	1事業所 1名		92,966	○敦賀社会保険事務所の徴収係長が、事業所の事務担当者に電話で経過の説明と謝罪を行うとともに、超過徴収保険料について、平成21年1月分保険料にて調整したい旨を説明しご了解いただきました。	○二以上事業所勤務被保険者に係る事務処理の流れについて、業務管理室の職員に再度周知徹底するとともに、担当者一人一人に事務処理誤り防止について注意喚起を行った。 なお、二以上事業所勤務者に係る届書については、これまで同じように、クリアファイルに入れ他の届書とは区別して決裁するとするが、入力処理時に出力している二以上事業所勤務被保険者であるという「警告メッセージ」をVWMで確認し、当該届書が事務所に回付され、登録票が入力処理されているのか確認を行うなど、事務処理方法の見直しを行った。
177	二以上事業所勤務者に係る平成21年9月分の保険料登録漏れ及び資格取得届の入力誤り	沖縄	名護	H21. 10. 20	H21. 10. 27	算定基礎届及び厚生年金保険の保険料率改訂に伴う二以上事業所勤務者に係る平成21年9月分の保険料が、19人、30事業所分について登録処理されていないことが判明した。また、2以上事業所整理簿により、他に誤りがないか調査した結果、平成21年9月に提出された2以上事業所勤務所属選択届に基づき起票した、「資格取得届」の作成原因、「3」の入力漏れにより、平成21年7月～平成21年9月までの保険料が一般被保険者として調定されているものが1件判明した。	・担当者が一部について保険料登録を行ったものを、すべて登録が完了したと思い込んでしまっていたこと。また、平成21年10月1日付の人事異動に伴う後任への引継ぎも正確に行われていなかったこと。かつ、業務処理マニュアルにある「基本保険料算出内訳書」と「二以上事業所被保険者台帳」との突合を行わなかったことが原因である。	被保険者20名 32事業所		757,357	登録漏れのあった2以上事業所勤務者は28名中19名、30事業所であった。業務課長及び担当者により、30事業所へ電話にて経過を説明し、謝罪した。その結果すべての事業所において、登録もれの結果発生した差額分の保険料は、10月分で調整させていただくことで、ご了解いただいた。また、資格取得の入力処理に誤りのあった事業所は業務課長が事業所を訪問し、事務担当者及び経理課長に経過を説明し謝罪した。なお、誤って多く徴収した保険料は平成21年10月分で減額調整させていただくことで、ご了解いただいた。	・今後は、資格関係入力処理担当と保険料担当を分け、処理完了・未了の相互チェックを行えるようにすること。また、業務処理マニュアルに基づき、毎月被保険者一覧表と整理簿に漏れや誤りがないかの確認を担当者及び担当課長により確実に実施していく。

178	健康保険厚生年金保険保険料口座振替申出書の入力誤りについて	神奈川県	藤沢	H19.9.11	H19.9.20	平成19年8月6日新適事業所にかかる保険料口座振替申出書の入力の際、担当者が金融機関支店名を誤って入力してしまい、平成19年8月分の保険料が口座振替ができなかった。	○口座振替を希望する事業所が、希望する銀行の支店（どの支店でも証明は可能）に赴き、金融機関の証明を受けて事務所へ提出したものを、毎月締め切り日までに入力処理されることとなっているが、今回は受理した口座振替申出書の振替希望銀行支店と証明した支店が相違していたにもかかわらず、振替希望銀行支店ではなく、証明した支店名を入力してしまったことによる。	1事業所 (2名分)	43,662	○平成19年9月20日、担当者が事業主に直ちに電話連絡するが、不在のため連絡ができず、事務代行の社会保険労務士に連絡。その後、何度か電話するも不在のためやむをえず留守電にメッセージを入力。事情を書いたお詫びの手紙と納付書を送付。9月21日、事業主より電話があり経過説明と謝罪を行うとともに事務センターに支店誤りの訂正が可能かどうか確認をとっている旨をお話しし再度連絡することとした。事務センターより訂正不可の旨、回答を得たため、事業所に電話するも、不在のため通じない。やむを得ず、留守電に入力。平成19年9月25日、事業主より連絡があり、今回は納付書でお支払いいただき、翌月から口座振替することです承していたいた。	＜藤沢社保の対策＞ ○課内会議を開催し、当該事象の報告をするとともに事前審査の徹底と入力締め切り日について注意喚起を図った。 ＜神奈川事務局の対策＞ 所長会議において、今回の事象を説明し、事務処理誤りの防止について職員へ周知徹底を図る。
179	過誤納保険料の還付処理誤りによる超過徴収について	宮城	仙台北	H20.12.19	H21.2.26	過誤納保険料の還付処理における「保険料調整伺」の入力誤りにより、本来納付する必要のない保険料を超過徴収したものである。 超過徴収 23,966円	事業所から平成20年5月21日に、同年4月1日に遡及する資格喪失届が提出され被保険者0人となったものだが、5月27日の入力処理となったことから、平成20年4月分保険料が6月2日に口座振替となったものである。被保険者0人の状態のまま推移したことから、6か月充当経過後となる平成20年12月19日配信の「充当未済額一覧表」に基づき保険料還付処理を行うこととしたものだが、平成20年4月分保険料の調定取消処理と併せて処理する「保険料調整伺」の入力を誤ったために、本来納付する必要のない平成20年12月分保険料を平成21年1月20日に納入告知してしまい、2月2日に口座振替となり超過徴収となったものである。	1事業所	23,966	平成21年2月26日に事業所に電話。事業主不在のことから担当者が対応され、事象の経過と原因について説明する。訪社のうえ、あらためて事業主に説明し謝罪したい旨伝えるが、この電話で内容は十分わかったので会社に来なくて結構、と訪社を固辞されたため、電話において謝罪。超過徴収となった20年12月分については還付することでご了解を得た。	「保険料調整伺」の処理にあたっては、処理の都度「徴収関係業務取扱要領」や「社会保険業務処理マニュアル（徴収）」を確認のうえ、特に慎重に取り扱うとともに、決裁や入力チェック時において誤りがないか再度審査・決裁することを徹底することとした。また、翌月配信帳票等においても事後の確認を徹底することとする。
180	社会保険料の誤請求	神奈川県	小田原	H21.3.11	H21.4.6	健康保険組合加入事業所の21年2月分の保険料について社会保険事務所からの請求に過大請求があった。（他社分の保険料が混在した。）	調整伺い入力時の事業所整理記号番号の誤りによるもの。併せて決裁で発見できなかったこと。	1事業所	614,981	原因の確認後会社担当者に電話連絡を入れ、担当課長が経過原因説明と謝罪に事業所に赴いた。事業所において企画総務部ゼネラルマネージャーと担当者に対し経過説明と謝罪をした。今後の対応について早急に保険料還付手続きを進める旨と一部新年度資金交付（児童手当拠出金）により還付時期に影響が出るが、5月中には全額還付することで、ご理解いただいた。	・起票時の使用手順の改善。 ・取扱要領に定められている事前・事後の決裁を徹底。 ・複数人での事務処理確認。
181	誤った書式の領収済通知書の交付について	埼玉	所沢	H20.9.8	H20.9.9	20年9月8日徴収課窓口にて任意継続被保険者に領収済通知書を作成し手渡した。被保険者が翌日金融機関へ納入に行った際、金融機関の窓口にて領収済通知書の書式が違う旨指摘され判明した。作成し交付した領収済通知書が、任意継続被保険者用ではなく事業所用であり、被保険者へお渡しする際に作成した領収済通知書の確認を怠ったため、事業所用の領収済通知書を渡した。	作成用に置いてある領収済通知書の配置が任意継続用と事業所用が隣併せであったため混同した。また、被保険者へお渡しする際に確認を怠ったため。	1名	0	被保険者本人より電話連絡があり、領収済通知書の作成誤りについて謝罪を申し上げたが、ご納得いただけず、被保険者宅へ係員が領収済通知書を持参し再度謝罪を申し上げた。この際、事務処理誤りについて確かに社会保険庁に報告したかどうかを確認したいと申し立てあり。9月10日事務局に事務処理誤りを報告。報告した旨を伝えるため9月10日日本人宅に電話するも出ず。9月11日徴収課長から本人に電話をする。事務処理誤りについて昨日事務局へ報告した旨伝え、ご理解をいただいた。	領収済通知書を明確に区別がつくように配置を見直し、なおかつ別の課員による二重の確認を徹底するなど、これまで以上に細心の注意を払うよう指導を徹底した。
182	口座振替不能事業所に対する案内文書記載誤りについて	北海道	稚内	H20.10.9	H20.10.24	平成20年10月9日、平成20年8月分保険料について口座振替未了事業所に対し納付書及び案内文書を送付したが、案内文書に記載する指定期限を平成20年10月20日と記載すべきところ、平成20年10月22日と日付を誤って記載して送付したことが事業所からの電話照会により判明した。 ・送付事業所数 38件 ・指定期限内に納付した事業所数 7件 ・指定期限後に納付した事業所数 2件 ・未納が確認できた事業所 29件	業務課担当者が自課の月間行事予定表に基づき案内文書を作成したが、当該月間行事予定表を作成した係長が督促指定期限の表示を10月20日の欄に記載すべきところ、10月22日の欄に記載していたことから誤った日付で案内文が作成された。又、納付書及び案内文書の発送の決裁においても十分な確認がされていなかった。	38事業所	0	・平成20年11月13日、A社に対し、徴収係長が電話で案内文書の記載誤りについて改めて謝罪するとともに延滞金の納入について了承を得る。 ・平成20年11月20日、B社に対し、業務課長及び社会保険調査官が訪問の上、案内文書の記載誤りについて改めて謝罪するとともに延滞金の納入について了承を得る。 ・2事業所の延滞金については、A社が11月19日、B社が11月20日に納入いただいた。	・各課の月間行事予定表の作成にあたり、記載内容は課内全員で確認する。 ・口座振替未了事業所に対する納付書送付時の決裁に点検項目のチェック欄を設け、確認を徹底する。

183	口座振替不能事業所用 チラシの封入誤りに ついて	東京	府中	H21. 12. 3	H21. 12. 4	○ 1 2 月 3 日、口座振替不能事業所に対し納付書を送付する際、「保険料の口座振替（納期内納入）にご協力をお願いします。」のチラシを同封すべきところ、誤って「延滞金の納入のお願い」のチラシを同封し、送付してしまった。 ※誤ったチラシを封入した事業所数： 2 6 8 件	○担当者は先入観でチラシに間違いがないと思い込み、封入前にチラシの確認を怠ったこと。	268事業所	0	○該当 2 6 8 事業所宛に正しいチラシとお詫び文を送付した。（12/4） ○事業所からの問い合わせの電話が 8 件ほどあったため、徴収課職員が対応。説明及び謝罪を行い了解を得た。（12/7～12/10） ※ 1 2 月 4 日以降の送付分については、十分にチラシを確認の上封入を実施している。	○徴収課長より担当職員に注意喚起し、納付書にチラシを同封する際は、内容に誤りがないかを事前に必ず確認するよう徹底した。
184	健康保険・厚生年金保険納付書の誤送付について	神奈川	小田原	H20. 12. 3	H20. 12. 10	口座振替不能事業所に対し、納付書を送付したところ、A 事業所に B 事業所分の納付書を混入させて送付していたことが判明した。	納付書の発送作業を行う際は、一人目の職員が窓あき封筒に作成された納付書を1枚づつ封入し、二人目の職員が再確認した後、封かんを行うこととしているが、今回は、一人目、二人目の職員ともに確認が不十分であったため。 また、作成件数と封入後の件数確認を 2 名による相互チェックをかねなかったため。	1 事業所	0	徴収課員が A 事業所に赴き、謝罪のうえ誤送された納付書を回収した。 徴収課長が B 事業所に赴き経過説明・謝罪をし納付書を渡した。 改めて、徴収課長が A 事業所に電話により、経過説明・謝罪を行った。	・今後、再発行リストにより出力した納付書件数と同数の封筒を用意し 2 名による件数のチェックをかける。 ・封入後、2 名による件数の確認をし発送する。 ・所長より、徴収課長・担当徴収課職員に厳重に注意するとともに、各課長に今回の事象を説明し、各課員に対し、封入・送付するときは必ず 2 名による相互チェックの履行を徹底するよう指示した。
185	納入告知書の誤送付について	埼玉	業務管理室	H21. 1. 21	H21. 1. 23	納入告知書の別送希望事業所に対して、別会社の納入告知書を誤封入し送付してしまったことが判明。	別送希望事業所への封筒（宛名シール対応）へ、納入告知書を封入した後に再確認をしなかったため。	1 事業所	0	1月23日、浦和社会保険事務所 徴収課長より電話にてお詫びし、返信用封筒を同封の上で納入告知書（再作成）を送付し、誤送された別会社の納入告知書を返却依頼し了承を得る。 同日、誤送先と思われる別会社へ電話連絡するが不通。（別会社が応答） 同事業所については、長期滞納事業所で平成19年より接触もしておらず、納入告知書も事業主宅（騎西町）へ送付しているが、全く連絡が取れない状況。（事業実態もなく認定全喪の予定） 2月2日、上記事業主宅へ現地調査。同地は事業主の兄宅で（義姉が対応）弟は、月に2・3回立ち寄る程度でこちらには住んでいない。先日、来た時にすべての郵便物を渡したとの事。名刺を渡し、連絡を頂くよう依頼した。	納入告知書の発送については業務委託しているので、文章にて事象について報告。共同委託業者の責任者と協議し、今後について別送分は封入後に再度確認を必ず行うよう指示を徹底する。（件数は合わせている）
186	増減内訳書の送付誤りについて	東京	目黒	H21. 5. 20	H21. 5. 21	○平成 2 1 年 4 月分保険料納入告知額・領収済額通知書の発送を行う際、増減内訳書が作成されていない A 事業所宛に、誤って B 事業所の増減内訳書を同封して送付した。また、B 事業所宛には増減内訳書なしで保険料納入告知額・領収済額通知書を送付していた。	○納入告知書の発送作業に当たっては、保険料納入告知額・領収済額通知書と増減内訳書を組み合わせた後、複数担当者で確認しながら封入・封かんを行っている。A 事業所と B 事業所の事業所整理記号が類似しており、組み合わせる際に事業所名称等の確認が不十分であったため、B 事業所の増減内訳書を見誤って前の記号の A 事業所の保険料納入告知額・領収済額通知書と組み合わせたこと。また、確認時にも事業所記号・名称等の相違を見落としたこと。	2 事業所 1 名	0	○目黒社保の徴収課長が誤送付を受けた A 事業所を訪問。担当者に経過説明及び謝罪を行い、了承を得て、誤って送付した B 事業所の増減内訳書を回収した。（5/21） ○徴収課長が B 事業所を訪問し、事業主に経過説明及び謝罪を行い、増減内訳書を手渡して了解を得た。（5/22）	○目黒社保では、担当課長より当該事象を担当課職員全員に周知し、納入告知書封入作業手順を再確認させた。特に、保険料納入告知額・領収済額通知書と増減内訳書の組み合わせは事業所名称により行うこと、組み合わせ作業及び封入作業は別の担当者が行い、相互チェックを必ず行うことについて、改めて徹底した。
187	納入告知書の送付誤りについて	東京	世田谷	H21. 6. 19	H21. 6. 22	○平成 2 1 年 6 月 1 9 日、世田谷社保より管内の事業所宛に平成 2 1 年 5 月分の健康保険料・厚生年金保険料等納入告知書を発送した際、A 社の納入告知書に B 社の納入告知書を同封し、C 社の納入告知書に D 社の納入告知書を同封して発送してしまった。 ※ 4 事業所とも保険料等につき口座振替納付を行っている事業所であり、平成 2 1 年 5 月分保険料等に係る増減内訳書はいずれも作成されていなかった。	○納入告知書の発送作業に当たっては、複数人により封入後のチェックを行っていたが、告知書の再確認が不十分であったため、次の事業所分の告知書が重なって封入されているのを見落としたまま封かんしてしまったこと。	4事業所 1 9 名	0	○世田谷社保の徴収課長が誤送付先の A 社及び C 社を訪問して事情説明及び謝罪を行い、それぞれから了承を得て、誤送付した B 社及び D 社の納入告知書を回収した。 また、B 社及び D 社に納入告知書を発送した。（6/22）	○世田谷社保では、当該事象を担当課職員全員に周知し、納入告知書の封入・封かん時は複数担当者による納入告知書のチェックを更に徹底して行うよう改めて指示した。

188	増減内訳書の送付誤りについて	東京	北	H21. 6. 19	H21. 6. 22	○平成21年6月19日、管内組合管掌事業所宛に納入告知書を発送する際、対象事業所の70歳以上厚生年金被用者に係る届書（算定・月変・賞与）等を同封したが、A社の納入告知書の封筒に別の3社19名（B社15名、C社2名、D社2名）に係る増減内訳書を混入して送付してしまった。	○70歳以上厚生年金被用者に係る届書（算定・月変・賞与）及びリストの封入作業に当たり、納入告知書、増減内訳書と当該届書等を組み合わせる際、増減内訳書の事業所記号、事業所名称等の確認を十分に行わなかったため、すべてA社分の増減内訳書であると勘違いしてA社の納入告知書等と組み合わせたこと。 ○個人情報を含む書類の封入・封緘作業は複数担当で確認しながら行うこととされていたが、今回、適用課長が一人で作業を行い、他の職員による確認が行われなかったこと。	4事業所 19名	0	○北社保の適用課長が誤送付先のA社を訪問して事情説明及び謝罪を行い、了承を得て誤送付した3社分の増減内訳書を回収した。（6/22） ○B社については増減内訳書が届かない旨の電話連絡があったため、適用課長が増減内訳書をFAXにて送信後、B社を訪問して謝罪を行い、増減内訳書を手渡して了承を得た。（6/22） ○C社については電話連絡するも不通（現在使われていない）のため、直接事業所を訪問して謝罪を行い、増減内訳書を手渡して了承を得た。その際、事業所関係変更届（電話番号訂正）を受理した。（6/22） ○D社については、電話するも担当者（総務部長）不在のため（6/22）、改めて連絡のうえを事業所を訪問し、総務部長に経過説明及び謝罪を行い、増減内訳書を手渡して了解を得た。（6/24）	○全職員に当該事象を周知し、封入・封緘時における複数担当者による再確認について注意喚起を行った。また、増減内訳書等、個人情報の記載された書類を送付する際は特に細心の注意を払い、納入告知書と増減内訳書等との組み合わせ時、封入時、封緘時において必ず確認を行うように徹底した。
189	保険料納入告知額通知書の誤送付について	三重	事務センター	H21. 6. 19	H21. 6. 22	平成21年6月22日、津社会保険事務所にA事業所より「違う事業所の保険料納入告知額・領収済額通知書（以下、納入告知額通知書）が送付された。」との連絡が入った。内容を聴取したところ、A事業所の納入告知額通知書にB事業所の納入告知額通知書が混入されているとが判明した。	納入告知額通知書は、各事務所管内分（封入終了）ごとに封入件数を確認し、納入告知額通知書発行件数と突合せ、相違ないことが委託業者から報告された時点で発送している。今回の誤りについては、封入件数の確認誤りであった。	2事業所	0	徴収課長がA事業所に赴き、謝罪をして、書類をお返しいただいた。その後、管理第一係長に経過説明し、納入告知額通知書を手渡した。また、B事業所には、管理第一係長が赴き、謝罪と経過説明を行い了解を得た。	委託業者に今回の事務処理誤りについて厳重に注意を行い、チェック体制の強化を図るとともに、原因の究明、改善策の提出させ、今後の業務体制を整えさせた。
190	健康保険・厚生年金保険に係る保険料納付書の誤送付について	奈良	櫻井	H21. 7. 13	H21. 7. 14	平成21年7月13日、健康保険・厚生年金保険に係る保険料納付書を送付した際、別事業所の納付書を混入させて送付した。	送付物の確認が不十分であったため。 複数人で送付物の内容等確認を行うべきところ、確認を受けずに一人で送付したため。	1事業所	0	○平成21年7月14日、事業主から連絡を受け、直ちに係長と担当者がA事業所を訪問し、謝罪を行うとともに、了承を得て、B事業所の納付書を回収した。 ○平成21年7月14日、昨日送付した他の5事業所には誤りがないことを電話により確認した。 ○平成21年7月15日、徴収課長がB事業所を訪問し、経理担当と面談のうえ、経過説明と謝罪を行い、了承を得て、納付書を手渡した。	○納付書等が重なっていないか複数の職員で内容物の確認を行い、納付書と封筒の件数が合致したうえで送付するよう指示するとともに、全職員等に対して、複数人で封入封緘作業を行うよう、再度、徹底を図った。
191	納入告知額通知書の誤送付について	石川	事務センター	H21. 7. 15	H21. 7. 21	平成21年6月分保険料納入告知額・領収済通知書について他の事業所分を混入して誤って送付していた。	・委託業者の委託員が封入封緘機作業中に機械停止し、再開した場合に混入されることの認識がなかった。 ・委託業者の委託員が封入封緘された封筒枚数の確認を怠り、郵便番号件数表との突合を怠った。	2事業所	0	誤って送付された事業所へは金沢北社会保険事務室徴収課員が出向き、経過を説明のうえ謝罪し、誤送付された納入告知額通知書を回収した。 本来送付される事業所へ金沢北社会保険事務室徴収課長及び事務センター管理係長が出向き、事業主に対し経過を説明のうえ謝罪し、納入告知額通知書を手渡し了解を得た。	・委託業者において、委託員が封入封緘機作業中に機械停止し、再開する場合には機械内部に残っている封入物を取り除き、再度セットし直して作業再開することを徹底した。 ・委託業者において、委託員が封入封緘された封筒枚数の確認を必ず行い、郵便番号件数表との突合を複数人で確認するためチェックリストを作成させ適正な作業確認を徹底した。 ・封入封緘から送付までは委託業者委託員の事務処理区分となっており、職員は送付後の事務所への連絡等となっているが、封入封緘作業後から送付するまでの間に職員による「チェックリスト」の確認状況を確認することとした。
192	参加差押え通知書の誤送付について	三重	伊勢	H21. 8. 18	H21. 8. 20	滞納事業所の所有する土地・建物について参加差押えを執行した場合には、権利者等に「参加差押通知書」を送付することになっているが、登記簿謄本の見誤りにより、すでに権利者でなくなっている2社に対し参加差押え通知書を送付した。	事業所所有の土地・建物に設定されている根拠当権者が、債権譲渡により既に移転されているにもかかわらず、登記簿謄本の根拠当権の移転登記を見落としてしまったため。	1事業所 2権利者	0	事業所の代表者の申出があったため登記簿謄本を再度見直した結果、既に根拠当権者でなくなっているA社、B社の2社に対して参加差押え通知書を送付していたことが判明した。8月21日午前9時頃、現事業所のA氏に電話し謝罪を行うとともに、誤送付をした2社に対し文書でもって謝罪し、通知書を回収することを伝え、了承いただいた。	発生原因は登記簿謄本の読み取り方について理解不足であったことによるものであるため、今後機会がある都度、事例を持ち寄ったうえで課内で研修を行い、自己研鑽と同様の事務処理誤りの防止に努める。

193	増減内訳書の送付誤りについて	東京	北	H21. 9. 17	H21. 9. 24	○適用事業所宛に、平成２１年８月分健康保険料・厚生年金保険料等に係る保険料納入告知書を送付した際、Ａ事業所の納入告知書に誤って別のＢ事業所の「増減内訳書」を同封して送付していた。	○「保険料納入告知額・領収済額通知書」と「増減内訳書」を組み合わせる際、記号、番号、事業所名の確認が不十分であったこと。 また、封入の際、他の者による再確認をしたにもかかわらず不十分であったため、組み合わせ誤りを見落としたこと。	2事業所 1名		0	○徴収課長が事実関係を確認のうえＡ事業所に電話にて謝罪し、事業所を訪問のうえ再度謝罪し了解をいただき、誤送付した「増減内訳書」を受け取った。 ○Ｂ事業所については、電話連絡するも不在のため、改めて連絡のうえ訪問、謝罪を行う予定。回収した「増減内訳書」については同日送付した。（9/24） ○徴収課長がＢ事業所に電話で経過説明及び謝罪を行い、訪問したい旨申し出るが、その必要はないとして電話での謝罪で了解を得た。（9/25）	○全職員に対し、当該事象を説明し、封入、封かん時における複数担当者による再確認について注意喚起を行い、個人情報の記載された書類を送付する際は、特に細心の注意を払うよう改めて徹底した。
194	「二以上事業所勤務被保険者に係る保険料告知書の送付方法の変更について」の誤送付について	三重	尾鷲	H21. 10. 14	H21. 10. 19	「健康保険・厚生年金保険 二以上事業所勤務被保険者に係る保険料告知書の送付方法の変更について」のご案内を、本来、Ａ事業所へ送付すべきところ、誤ってＢ事業所へ送付してしまっただ。	「健康保険・厚生年金保険 二以上事業所勤務被保険者に係る保険料告知書の送付方法の変更について」のご案内を対象事業所へ送付するため、謝金職員２名で確認しながら封入作業をしていたところ、窓口対応のため１名の謝金がある場を離れたため、作業途中の残り２件を１名の謝金職員が見誤って異なるＢ事業所の宛名シールを封筒に貼り付け封入し、その後、再度確認をしなかったことにより誤りとなったものであります。	2事業所		0	平成２１年１０月１９日、尾鷲社会保険事務所の庶務・国民年金課長がＢ事業所を訪問して事象の説明と謝罪をし、併せて書類と封筒を回収し了承を得た。また、Ａ事業所につきましても、尾鷲社会保険事務所の庶務・国民年金課長が事象の説明と謝罪をし、Ｂ事業所より既に届けられていた「健康保険・厚生年金保険 二以上事業所勤務被保険者に係る保険料告知書の送付方法の変更について」を受理していることを確認した。	関係職員等に事象の説明を行い、送付文書の封入には、複数人でのチェック体制をさらに強化をし再発防止に努めるよう周知を図った。
195	金融機関への領収済通知書の誤送付	神奈川	業務管理室	H21. 10. 20	H21. 10. 20	平成２１年１１月２日に口座引き落としになる社会保険料の領収済通知書を、ＭＴ非対応の金融機関に送付したところ、Ａ金融機関本店とＢ信用金庫a支店から平塚社会保険事務所に送付内容に誤りがあるとの連絡があり、平塚社会保険事務所から事務センターに報告が入った。事務センターにて確認を行なったところ金融機関５店舗への誤送付等が判明した。 ①Ａ金融機関本店にＣ金融機関b支店分１枚を誤送付。 ②①の案件に連動してＣ金融機関b支店送付枚数が１枚不足。 ③Ｄ金融機関c支店にＡ金融機関本店分１枚を誤送付。 ④Ｂ信用金庫 d 支店にＢ信用金庫a支店分１枚を誤送付。 Ａ金融機関本店・Ｂ信用金庫a支店からの電話連絡により判明。 ⑤④の案件に連動してＢ信用金庫a支店送付枚数が１枚不足。	発送業務委託業者が封入封緘時における確認作業を怠ったため。	5事業所		0	担当係長が該当金融機関に赴き、誤送付となった領収済通知書の回収及び不足分の領収済通知書の持参を行い、経過説明と口頭による謝罪を行った。	発送業務委託業者と打ち合わせを行い、封入封緘作業は複数人にて行い、郵送物の内容確認等を徹底することを確認した。（業者より文書の提出有）
196	保険料領収済通知書の紛失について	石川	金沢南	H21. 10. 15	H21. 10. 15	窓口でスタンプ領収した保険料領収済通知書を基に滞納処分票事蹟を記載中に他の事業所が来訪され、他の課員も窓口対応中であったことからあわてて事蹟記載し席を離れて窓口対応をした。引き続き窓口対応が重なり領収済通知書を保管箱に返却したものと思っていたが、１日分の保険料収納済額報告書集計表及び現金払込書を作成する際に領収済通知書がないことが判明した。	平成２１年１０月１５日窓口スタンプ領収した健保・厚年保険料等の保険料領収済通知書について対応者が事業所の対応後、領収金額等につて領収済通知書を基に処分票に記載している最中に、他の事業所が来所、他の職員も窓口対応していたことから、あわてて処分票への事蹟を記載し、席を離れ、事業所の対応をした。 引き続き窓口対応が重なり、本来、事蹟等記載後は、スタンプ領収の領収済通知書を保管箱に戻すことにしているが、他の事業所対応等が輻輳したこともあり、保管箱へ戻したものだと思っていた。	1事業所		0	シュレッターの裁断屑もさがしたが、領収済通知書らしき断片は発見できませんでした。事務所２階事務室内を捜索したが発見されず。 事業所に連絡し謝罪し領収証書の写を依頼したところ事務所へ持参するとのこととで事務所窓口で写しを受け取る。 その後再三にわたり２階事務室内の机の周り、書類綴り、書籍及び処分票ファイルを探しましたが発見に至っていない。	今後は、今回の事象にかかる経過及び原因について、課内で十分に状況を認識し、領収済通知書の保管箱への保管を徹底した。 また、事業所の来所が輻輳した場合は机に放置することなく、一端領収済通知書保管箱へ戻すことを徹底します。 スタンプ領収者は、スタンプ領収後、直近の領収番号が連番となっているかを確認することを徹底した。 更に、シュレッター処分の廃棄物は個人管理から課として一括管理する箱を設け、シュレッターする際は、一枚づつ確認することに改めることとした。
197	保険料等の不適正な更正減及び執行停止について	宮城	仙台南・東	H14. 4. 1	H19. 10. 27	平成14年4月から平成16年3月まで配属されていた仙台南社会保険事務所徴収課長当時、年末から年度末にかけて自らの判断で、26事業所について更正減の不適正な事務処理を行ったほか、事務局へ執行停止の協議を行わなければならない5事業所について、2～3回に分割し協議を行わず不適正な執行停止を行った。また、平成16年4月から平成18年9月まで配属されていた仙台東社会保険事務所船員保険課長当時にも、9事業所について更正減の不適正な事務処理を行ったほか、事務局へ執行停止の協議を行わなければならない4事業所について、数回に分割し協議を行わず不適正な執行停止を行った。	判明後、本人に対し事情聴取を行った。それによると、収納率の向上と徴収成績の維持のため、今後も収納が見込めない事業所の保険料について、不適正な更正減の事務処理及び執行停止を行った。	44事業所		258,963,584 不適正な取消し又は執行停止にかかる金額	最初に判明した船員保険の調査のため、事務局総務課・保険課に調査班を立ち上げ、仙台東社会保険事務所に職員を派遣し、調査を実施。不適正な更正減及び不適正な執行停止の事実を確認した。事情聴取の中で前任地の仙台南社会保険事務所徴収課長時代も同様の処理を行ったと話があり、仙台南社会保険事務所においても調査を実施したところ同様の事案が確認された。同時に県内の社会保険事務所に対しても同様の事務処理がないか調査を指示したが、他の社会保険事務所では不適正な事務処理はなかった。 その後、判明した事案の詳細調査、関係者に対する事情聴取を実施し件数、金額を特定した。	所長会議において、職員に対して、収入事務取扱要領等マニュアルによる事務処理の徹底、法令遵守の徹底の指示を行った。併せて、各事務所において4月、5月に配信される繰越事業所一覧表と滞納処分票との突合を徹底するよう指示を行った。 また、職員相互によるチェック体制、未納保険料のチェック及び管理体制を強化するために、毎月の徴収済額報告書の本月分徴収決定取消額と、徴収決定取消決議書を定期的に突合して、不適正な処理がないかを確認するなどして、再発防止に努めた。